

【別表】審査請求等内容一覧

項番	諮詢 番号	(あ) 諮詢	(い) 公開請求日	(う) 請求された公文書の件名	(え) 担当	(お) 決定	(か) 特定した公文書の件名	(き) 公開しないこととした部分及びその理由	((く) 審査請求日	(け)審査請求人の主張の要旨
										(こ)実施機関の主張の要旨
1	令和2年度 諮詢第 21 号	令和3年3 月5日付け 大環境事第 1104号	令和2年12 月11日	JR 大阪、阪急梅田・天王 寺駅周辺に設置したまた 予定している屋外喫煙設 備に関して審査請求人と の接触に際し作成・取得し た文書(令和2年11月17 日付け大環境事第 879,880号で公開また部 分公開された文書以降の もの)	環境局 事業部 事業管 理課	令和3年1月25日付け 大環境事第979号部 分公開決定	経緯報告書について (○○喫煙所)(供覧日: 令和2年10月12日) ○○喫煙所緊急補修 対応等について(令和2 年9月29日～10月7日 実施)	・個人の氏名、肩書、印影 ・法人の印影 ・経緯報告書の「2,内容」の一部、「4,経緯」の一部及び「5,原因」 ・喫煙設備整備地削孔箇所等の写真 大阪市情報公開条例第7条1号に該当 (説明) 個人の氏名、肩書、印影については、個人に関する情報であって、当該 情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識 別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも 該当しないため。 大阪市情報公開条例第7条第2号に該当 (説明) 法人の印影については、法人の事業活動を行う上での内部管理に属す る事項に関する情報であって、公にすることにより偽造あるいは転用のお それがあり、当該法人の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、 かつ同号ただし書にも該当しないため。 大阪市情報公開条例第7条第5号に該当 (説明) 経緯報告書の「2,内容」の一部、「4,経緯」の一部及び「5,原因」につい ては、本市の喫煙設備設置に関する情報であって、公にすることにより、 本件事故の交渉及び路上喫煙対策事業の遂行に支障を及ぼすおそれが あるため。 大阪市情報公開条例第7条第6号に該当 (説明) 喫煙設備整備地削孔箇所等の写真については、地下構造物内部及び 養生等により一般に立ち入り禁止となっている屋外部分に関する情報であ って、公にすることにより、犯罪を誘発・助長するおそれがあり、防犯上の 観点から人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維 持に支障が生じると認められるため。	令和3年2月 4日	部分公開決定を取り消すとの裁決を求める。 本件各文書記載の情報は、その全てが、条例第7条第3号に規定する非公開情報 に該当し、そうでなくとも、本件情報のうち、審査請求人が示した部分に記載された 情報は、本条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当するため、公開される べきではない。 前者については、本件各文書記載の情報は、審査請求人が実施機関からの要請 を受けて任意に提供した情報であり、また、その内容は今後紛争に発展する可能 性を秘めた事案に関する情報であり、公にしないことが通例であり、一般的なもの である。 後者については、公開されようとしている情報の一部は、審査請求人の取引先企 業の名称が記載されており、公にされると当該取引先が不当に奪われる可能性が あり、また、その他の部分には、本喫煙所での事故についての情報が記載されて おり、それが公になると、事故原因の把握や、今後の関係者間の協議の妨げにな る可能性があり、審査請求人の正当な利益が害されるおそれがある。 本件決定は条例に則った適正なものである。 審査請求人の主張のうち前者については、実施機関の要請を受けて提供する際 に「公にしないとの条件」が明示されていることが必要であるが、本件各文書は、本 件事故の状況や考え得る原因、対応方法等について本市が把握する必要があ つたため、実施機関が審査請求人に対して、口頭及びメールで任意の提出を求 め、審査請求人から提供を受けたものである。そして、その際、本件各文書記載の情報 について、書面においても、また口頭においても、「公にしないとの条件」は提示さ れていない。 審査請求人の主張のうち後者については、審査請求人の取引先名称は、当該工 事の現場において、施工業者として看板にて公示されており、また、本件事故の場 所も既公開情報から推測し得る情報である。また、事故の情報について公になるこ とにより任意の協力が得られなくなるとの主張は、具体性を欠いた抽象的な主張に 過ぎない。

項番	諮詢 番号	(あ) 諮詢	(い) 公開請求日	(う) 請求された公文書の件名	(え) 担当	(お) 決定	(か) 特定した公文書の件名	(き) 公開しないこととした部分及びその理由	(く) 審査請求日	(け)審査請求人の主張の要旨
										(こ)実施機関の主張の要旨
2	令和2年度 諮詢第 23 号	令和3年3 月 17 日付 け大環境事 第 1157 号	令和3年1 月 26 日	環境局事業部事業管理課 が審査請求人との接触に 際し作成・取得した文書 (令和3年1月 25 日付け大 環境事第 979 号で部分公 開された文書(請求日: 令 和2年 12 月 11 日)以降の もの)	環境局 事業部 事業管 理課	令和3年2月9日付け大 環境事第 1004 号 部分 公開決定		<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、肩書き、印影、個人の休暇事由 ・法人の印影 ・審査請求人との協議についての 6、○4、 7 及び 9 の一部 ・経緯報告書の「2,内容」の一部、「4,経緯」の一部及び「5,原因」 ・喫煙設備整備地削孔箇所等の写真 <p>大阪市情報公開条例第7条1号に該当 (説明)</p> <p>個人の氏名、肩書き、印影、個人の休暇事由については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。</p> <p>大阪市情報公開条例第7条第2号に該当 (説明)</p> <p>法人の印影については、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造あるいは転用のおそれがあり、当該法人の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。</p> <p>大阪市情報公開条例第7条第5号に該当 (説明)</p> <p>審査請求人との協議についての 6、○4、 7 及び 9 の一部並びに経緯報告書の「2,内容」の一部、「4,経緯」の一部及び「5,原因」については、本市の喫煙設備設置に関する情報であって、公にすることにより、本件事故の交渉及び路上喫煙対策事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>大阪市情報公開条例第7条第6号に該当 (説明)</p> <p>喫煙設備整備地削孔箇所等の写真については、地下構造物内部及び養生等により一般に立ち入り禁止となっている屋外部分に関する情報であって、公にすることにより、犯罪を誘発・助長するおそれがあり、防犯上の観点から人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるため。</p>	令和3年2月 16 日	<p>部分公開決定を取り消すとの裁決を求める。</p> <p>(か)欄の文書 、 については、別紙として、項番1の(か)欄の文書 、 が添付されており、項番1の(け)欄と同様の理由で公開されるべきではない。</p> <p>(か)欄の文書 については、(か)欄の文書 、 とは別の文書ではあるが、(か)欄の文書 、 と同様、審査請求人の取引先企業の名称や本喫煙所での事故についての情報が記載されており、項番1の(け)欄と同様の理由で公開されるべきではない。</p> <p>それぞれ、項番1の(こ)欄と同様の主張を行っている。</p>
3	令和3年度 諮詢第1号	令和3年4 月 8 日付け	令和3年2 月 15 日	環境局事業部事業管理課 が審査請求人との接触に 際し作成・取得した文書	環境局 事業部	令和3年3月1日付け大 環境事第 1086 号 部分 公開決定	ご連絡(審査請求人 代理人からのFAX 受 け)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人等の印影 <p>大阪市情報公開条例第7条第2号に該当</p>	令和3年3月 9日	<p>部分公開決定を取り消すとの裁決を求める。</p> <p>(か)欄の文書 については、別紙として、項番1の(か)欄の文書 、 が添付されており、項番1の(け)欄と同様の理由で公開されるべきではない。</p>

項番	諮詢番号	(あ) 詮問	(い) 公開請求日	(う) 請求された公文書の件名	(え) 担当	(お) 決定	(か) 特定した公文書の件名	(き) 公開しないこととした部分及びその理由	(く) 審査請求日	(け) 審査請求人の主張の要旨
										(こ) 実施機関の主張の要旨
		大環境事第81号		(令和3年2月9日付け大環境事第1004号で部分公開の対象とされた公文書(請求日:令和3年1月26日)以降のもの)	事業管理課	なあ、令和3年4月8日 付け大環境事第77号 により一部取消し及び新た な部分公開決定がな されている。	信日:令和3年1月28 日) 情報公開審査請求書 (收受日:令和3年2月5 日)	(説明) 法人等(事業を営む個人)の印影については、法人等の事業活動を行う 上での内部管理に属する事項(事業を営む個人の当該事業)に関する情 報であって、公にすることにより偽造あるいは転用のおそれがあり、当該法 人等(個人)の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号 ただし書にも該当しないため。		(か)欄の文書について、項番1の(か)欄の文書とは別の文書ではある が、(か)欄の文書、と同様、本喫煙所での事故についての情報が記載されて おり、項番1の(け)欄と同様の理由で公開されるべきではない。 それぞれ、項番1の(こ)欄と同様の主張を行っている。
4	令和3年度 諮詢第8号	令和3年6月25日付 け大環境事 第295号	令和3年3月15日	環境局事業部事業管理課 が審査請求人との接触に 際し令和3年3月12日 (金)から14日(日)までの 間に作成・取得した文書	環境局 事業部 事業管 理課	2021年3月2日付「〇 ○喫煙所整備工事の事 故に伴う質問について」 に対する回答(收受日: 令和3年3月12日)	わかる平面図及び喫煙設備整備地周辺施設の用途が特定される情報 ・個人の氏名 大阪市情報公開条例第7条1号に該当 (説明) 個人の氏名については、個人に関する情報であって、当該情報そのもの により又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報で あると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないた め。 大阪市情報公開条例第7条第6号に該当 (説明) 喫煙設備整備地削孔箇所が示された平面図、地下構造物の位置関係 がわかる平面図及び喫煙設備整備地周辺施設の用途が特定される情報 については、養生等により一般に立ち入り禁止となっている屋外部分、地 下構造物及び建築物内部に関する情報であって、公にすることにより、犯 罪を誘発・助長するおそれがあり、防犯上の観点から人の生命、身体、財 産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められ るため。	令和3年5月 19日	部分公開決定を取り消すとの裁決を求める。 本件文書記載の情報は、その全てが、本条例第7条第3号に規定する非公開情 報に該当し、仮に同号に該当しないとしても、本条例第7条第2号に規定する非公 開情報に該当するため、公開されるべきではない。 前者については、本件文書記載の情報は、審査請求人が実施機関からの要請を 受けて任意に提供した情報であり、また、その内容は今後紛争に発展する可能 性を秘めた事案に関する情報であり、公にしないことが通例であり、一般的なものであ る。 後者については、本件文書には事案解明中の本件事故に関する情報が記載され てあり、それが公になると、事故原因の把握や、今後の関係者間の協議の妨げに なる可能性がある。また、審査請求人が任意に提供した情報が公開されてしまうと、 今後審査請求人が行政機関との取引を躊躇せざるを得なくなる。さらに、関連当事 者が情報公開請求の対象となることをおそれて、審査請求人との取引を中止・拒否 する可能性がある。以上から、審査請求人の正当な利益が害されるおそれがあると いえる。 本件決定は条例に則った適正なものである。 審査請求人の主張のうち前者については、実施機関の要請を受けて提供する際 に「公にしないとの条件」が明示されていることが必要であるが、本件文書は、本件 事故の発生後、実施機関が審査請求人に対して、質問状によって任意の回答を求 め、審査請求人からメールによる提供を受けた際、「このメール及び添付ファイル は、秘密情報を含む場合があるとともに、名宛人以外の受信者の利用を目的として いません。名宛人以外の方によるこのメール又は添付ファイルの開示、複製、再配 布その他の一切の使用は固く禁止されています。」とメールの署名部分下部に記 載されているが、本件条件は審査請求人が一方的に付しただけであり、実施機関 は本件条件を了承していない。 審査請求人の主張のうち後者については、処分庁の質問に対する審査請求人か らの回答には、喫煙所整備における工事全体の作業計画や、事故当日の作業内 容などといった事実に関する情報が記されているにすぎず、また添付資料の図面 については、喫煙所の設置にかかる道路占用許可申請書の添付資料の一部であ	

項番	諮詢 番号	(あ) 諮詢	(い) 公開請求日	(う) 請求された公文書の件名	(え) 担当	(お) 決定	(か) 特定した公文書の件名	(き) 公開しないこととした部分及びその理由	(く) 審査請求日	(け)審査請求人の主張の要旨
										(こ)実施機関の主張の要旨
										り、本市建設局に本件の喫煙所整備に関する道路占用許可申請書類の公開請求があった際には公開される情報もあるため、非公開情報にはあたらない。